

令和4年（行ウ）第43号 行政文書不開示決定取消等請求事件

原告 和田裕一

被告 国

## 準備書面（1）

2022年（令和4年）8月30日

原告訴訟代理人

弁護士 渡辺輝人

東京地方裁判所 民事第3部B1係 御中

被告国が開示した文書のうち、不開示が不当であるのは以下の部分である。全体的に、不開示の理由が特定されていないので、被告において各箇所不開示理由を特定されたい。

### ファイル(1)

4pの伺い文(別紙1)は、どのような起案がなされたかを知るうえで必要な情報であり、マスキングは不当である。

60p、「対象となる行政文書リスト」の、開示・不開示、不開示部分、該当条文、および注は、まさに行政機関がいかなる判断をどのような根拠・理由によって行ったかの記録であるから、かかる不開示は行政機関の透明性を失わせしめるものであって極めて不当である。

61p 決裁用紙の内線番号を除く、日付の不開示は不当である。起案日・決裁日をマスキングした理由について釈明を求める。

### ファイル(2)

4p 伺い文(別紙1)は、どのような起案がなされたかを知るうえで必要な情報であり、マスキングは不当である。

7p「本件対象文書の開示・不開示について」を全部マスキングしたのは、明らかに隠蔽であり不当である。

18p～22p, 調査協力依頼の宛先がすべてマスキングされているが、本文にある通り公金を支出した依頼であり、宛先のマスキングは違法である。

24～28p, 全部黒塗りであり、何が書かれていてどの不開示理由に該当するかも不明である。期日前求釈明を求めるから回答されたい。

31p, 視察委員の氏名を非公開とするのは不当である。

31～32p, 会議内容を全部不開示とすることは著しく不当である。

34p, 添付物の件名すら不開示とすることの理由を釈明されたい。

35～37p, 全部黒塗りであり、何が書かれていてどの不開示理由に該当するかも不明である。内容を釈明されたい。

39p, 国会答弁のために作成された資料は、国会議員が質問しなかった項目を除き公開されるのが通例である。「注2」を非開示とした理由を示されたい。

48～49p, 「対象となる行政文書リスト」の、開示・不開示, 不開示部分, 該当条文, および注は, まさに行政機関がいかなる判断をどのような根拠・理由によって行ったかの記録であるから, かかる不開示は行政機関の透明性を失わせしめるものであって極めて不当である。

### ファイル(3)

3～4p, 「本件対象文書の開示・不開示について」を全部マスキングしたのは, 明らかに隠蔽であり不当である。

12p, 通話の日時, 要旨の不開示は理解しがたい。

13p, 決裁用紙の内線番号を除く, 日付の不開示は不当である。起案日・決裁日をマスキングした理由について釈明を求める。

65p, 「対象となる行政文書リスト」の, 開示・不開示, 不開示部分, 該当条文, および注は, 当該開示請求を行った者に対して通知されたもので

あり、マスキングする意味がない。

#### ファイル(4)

4p, 伺い文(別紙1) )は, どのような起案がなされたかを知るうえで必要な情報であり, マスキングは不当である。

7p, 「映像の開示・不開示について」は行政機関の意思決定プロセスを知るうえで必要な情報であるから, マスキングは不当である。

12p, 「対象となる行政文書リスト」の, 開示・不開示, 不開示部分, 該当条文, および注は, まさに行政機関がいかなる判断をどのような根拠・理由によって行ったかの記録であるから, かかる不開示は行政機関の透明性を失わせしめるものであって極めて不当である。

16p, 伺い文(別紙1)の「対象文書の開示・不開示について」を全部マスキングしたのは, 明らかに隠蔽であり不当である。

#### ファイル(5)

1p, 伺い文のうち「別紙のとおり」から「の上で」の間がマスキングされているが, これでは何が行われたかがまったく不明である。原告としては, 「内閣総理大臣および法務大臣からの内諾を得た」と推定することも可能であり, これでは行政機関がいかなるプロセスを経たのか不明である。かつ, これは極めて特異な記述ぶりであるから, その特異性からも当該マスキング部分は明らかにされる必要がある。同じく伺い文の4～5〇の不開示も不当である。

4p, 4および5の意見のマスキングは不当である。

9p, 開示・不開示に関する意見の「別紙のとおり」の上のマスキングは何が書かれていたか推定できない。当該部分の不開示理由・根拠を求釈明により説明されたい。

10p, 「別紙」は全部黒塗りであり, 何が書かれていてどの不開示理由に該当するかも不明である。期日前求釈明を求めるから回答されたい。

17p, 開示・不開示に関する意見の「別紙のとおり」の上のマスキングは

何が書かれていたか推定できない。当該部分の不開示理由・根拠を求釈明により説明されたい。

18～28p, 「別紙」は全部黒塗りであり, 何が書かれていてどの不開示理由に該当するかも不明である。期日前求釈明を求めるから回答されたい。

36～38p, 「参考 決裁のための注」が全部不開示である。当該文書が何に添付されていたかといった文書の位置づけすら不明であり極めて不当である。

39p, 不開示決定通知であるにもかかわらず, 文書の名称も不開示理由もマスキングした理由は何か, 根拠を求釈明により示されたい。

## ファイル(6)

1p, 伺い文のうち「別紙のとおり」から「の上で」の間がマスキングされているが, これでは何が行われたかがまったく不明である。原告としては, 「内閣総理大臣および法務大臣からの内諾を得た」と推定することも可能であり, これでは行政機関がいかなるプロセスを経たのか不明である。かつ, これは極めて特異な記述ぶりであるから, その特異性からも当該マスキング部分は明らかにされる必要がある。

2p, 合議に関わった公務員は公務であるから, 氏名を開示されなければならない。

4p～5p, 6 および 7 の意見, 8 の結論のマスキングは不当である。とくに「結論」では, 「した上で」の前がマスキングされており, これは行政機関の行為を記したものと推定できるから, いかなる行為をなしたかは不開示情報に該当しない。

9～10p, 開示・不開示に関する意見の不開示は不当。

21～22p, 開示・不開示に関する意見の不開示は不当。

23～32p, 全部黒塗りであり, 何が書かれていてどの不開示理由に該当するかも不明である。期日前求釈明を求めるから回答されたい。

123～134p, 応答要領案は開示されるべきである。いかなる根拠あつてか釈明されたい。

135～139p, メール本文は公文書であり公務作成されたものであるから開示されるべきである。

140～147p, 応答要領案は開示されるべきである。いかなる根拠あつてか求釈明により回答されたい。

148p, 決裁書または起案書のようなものが見えるが判然としない。不開示理由を釈明されたい。

149～153p, メール本文は公文書であり公務作成されたものであるから開示されるべきである。

154～161p, 応答要領案は開示されるべきである。いかなる根拠あつてか求釈明により回答されたい。

#### ファイル(7)

1p, 伺い文のうち「別紙のとおり」から「の上で」の間がマスキングされているが、これでは何が行われたかがまったく不明である。原告としては、「内閣総理大臣および法務大臣からの内諾を得た」と推定することも可能であり、これでは行政機関がいかなるプロセスを経たのか不明である。かつ、これは極めて特異な記述ぶりであるから、その特異性からも当該マスキング部分は明らかにされる必要がある。また、名古屋局意見および当室意見も開示されるべきである。

4p, 7, 8, 9 の不開示不当。

9～11p, 開示・不開示に関する意見の不開示は不当。

22～30p, 開示・不開示に関する意見の不開示は不当。

#### ファイル(8)

1p, 伺い文のうち「別紙のとおり」から「の上で」の間がマスキングされているが、これでは何が行われたかがまったく不明である。原告としては、「内閣総理大臣および法務大臣からの内諾を得た」と推定することも可能であり、これでは行政機関がいかなるプロセスを経たのか不明である。かつ、これは極めて特異な記述ぶりであるから、その特異性からも当該マ

スキニング部分は明らかにされる必要がある。また、名古屋局意見および当室意見も開示されるべきである。

4p～6p, 7, 8, 9 の不開示不当。

10p, 開示・不開示に関する意見の不開示は不当。

29p, 開示・不開示に関する意見の不開示は不当。

31～32p, 全部黒塗りであり、何が書かれていてどの不開示理由に該当するかも不明である。期日前求釈明を求めるから回答されたい。

42～297p 不開示にする理由が不明である。

### ファイル(9)

3p, 伺い文のうち「別紙回答書のとおり」から「の上で」の間がマスキングされているが、これでは何が行われたかがまったく不明である。原告としては、「内閣総理大臣および法務大臣からの内諾を得た」と推定することも可能であり、これでは行政機関がいかなるプロセスを経たのか不明である。かつ、これは極めて特異な記述ぶりであるから、その特異性からも当該マスキング部分は明らかにされる必要がある。また、名古屋局意見も開示されるべきである。

5p, 5, 6 の不開示不当。

8p, 開示・不開示に関する意見の不開示は不当。

11～13p, 開示・不開示に関する意見の不開示は不当。

以上